

静岡県人事委員会は、静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則12-25

静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の退職管理に関する規則（静岡県人事委員会規則12-19）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第22条 (略) (1)～(4) (略) (5) 育児休業法第6条第1項第1号及び第18条第1項、配偶者同行休業条例第9条第1項第1号、 <u>静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和元年静岡県条例第3号)第2条第1項並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)第2条の規定により県の職員として採用された場合</u> (6)～(8) (略)	(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第22条 (略) (1)～(4) (略) (5) 育児休業法第6条第1項第1号及び第18条第1項、配偶者同行休業条例第9条第1項第1号並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)第2条から第2条の3までの規定の規定により県の職員として採用された場合 (6)～(8) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。